

## 令和3年度山梨県薬局継続再開支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 山梨県薬局継続再開支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国実施要綱」という。）、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和3年4月1日厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、身近な薬局への相談が増えているなど、地域住民にとって薬局の重要性が高まっていることから、地域の医薬品提供体制において重要な役割を担っている薬局が新型コロナウイルス感染により休業を余儀なくされた際、当該薬局に対して継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な医薬品提供体制を維持することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、国実施要綱3.(14)に基づき、薬局が新型コロナウイルス感染により休業を余儀なくされた薬局（以下「補助事業者」という。）の、継続・再開に要した事業（以下「補助事業」という。）を対象として、予算の範囲内で交付する。なお、この要綱の施行以前に着手した事業及び完了した事業も対象とする。

### (対象経費)

第4条 前条に規定する事業に要する費用であつて、別表の第2欄に定める経費を対象とする。

### (対象期間)

第5条 この補助金の対象とする期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### (交付額算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算定された額を交付する。

- (1) 別表の第2欄に定める対象経費の実支出額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を算定するものとする。
- (2) (1)により算定された額に第4欄に定める補助率を乗じた額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 この補助金は、原則、概算額で申請を行うものとする。概算額での申請をする者（以下「申請者」という。）は、別に指定する期日までに交付申請書（様式1）及び事業計画書（様式2）を知事に提出するものとする。なお、精算額での申請を行うことも妨げない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、次条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、規則第5条の規定による交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式3）により行うものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、事業変更承認申請書（様式4）により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、事業（中止・廃止）承認申請書（様式5）により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係わる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式6）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

#### (補助金の交付)

第10条 補助金の交付方法は、原則、概算払いとする。ただし、精算額での申請があった場合は精算払いによることができるものとする。

#### (実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした山梨県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式7)及び経費所要額精算書(様式8-1、8-2、8-3)を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知(様式9)するものとする。

#### (補助金の返還)

第13条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

#### (書類の保管)

第14条 補助事業に係る帳簿類及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年10月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、令和3年12月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 別表

1 事業区分	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
新型コロナウイルス感染症により休業等となった薬局に対する継続・再開支援事業	需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	上限額 ・HEPA フィルター付空気清浄機 ※上限は1台あたり 90万5千円 ※1施設当たりの上限は1台  ・消毒費用等 総事業費 ※1施設当たりの上限は 60万円	1 / 2